

大分県報

平成三十年

第二九五八号

二月十六日

（金曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の設立認証申請	一
農業振興地域の指定区域の変更	一
地域森林計画の樹立	一
地域森林計画の変更	二
道路区域の変更	二
道路の供用開始	二
港湾協力団体の指定	二
大分県土地利用基本計画の変更	二
公共測定の実施	三
都市計画事業の事業計画の変更	三
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）	三
一般競争入札の実施（二件）	五

告示

大分県告示第百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成三十年二月十六日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

申請のあった年月日

平成三十年二月一日

- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 佐伯元気エンジン
- 代表者の氏名
岩崎 裕 祐
- 主たる事務所の所在地
佐伯市
- 定款に記載された目的

この法人は、佐伯地域の人々が暮らして楽しいと感じるための祭事やイベント等の交流事業を行うとともに、地域の豊かな産品の発掘や販売促進を通して、県内外に向けた佐伯の魅力の発信を行う。

また、こうした事業を通じて、地域をリードする新たな人材の育成を行うことで、持続可能な豊かな地域づくりを目指す。

大分県告示第百四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、豊後高田市に係る農業振興地域の指定区域を次のとおり変更する。

平成三十年二月十六日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

豊後高田農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部農地活用・集落営農課に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を立てたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

平成三十年二月十六日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

公表する書類

大分西部地域森林計画書及び森林計画図（日田市、九重町及び玖珠町）

公表場所

大分県農林水産部林務管理課及び西部振興局農山村振興部

大分県告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。
平成三十年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 公表する書類
- 地域森林計画変更計画書（大分北部及び大分中部）
- 二 公表場所

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山漁村振興部又は農山村振興部

大分県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 一般国道二一七号	区 間 大分市大字白木字本谷一 二一八番二地先から 大分市大字白木字玉井三 〇六六番二地先まで	区域変更 前後別	前	後	敷地の幅員	延 長	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			A	A			
			メートル 二四・〇 六・〇	メートル 二四・〇 六・〇	メートル 八六五・〇	メートル 八九八・〇	

大分県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 一般国道二一七号	供用開始区間 大分市大字白木字本谷一二一八番二地先から 大分市大字白木字玉井三〇六六番二地先まで	供用開始年月日 平三〇・二・一六
------------------------	--	---------------------

大分県告示第百九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十一条の二第一項の規定により、次のとおり港湾協力団体を指定したので、同条第二項の規定により公示する。
平成三十年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

団体の名称 NPO法人 みなとまちづく り 別府国際観光港みなとまちづ くり協議会	住所 大分市豊海一丁目一番九号 別府市新港町九四二番五号	事務所の所在地 大分市豊海一丁目一番九号 別府市新港町九四二番五号
---	------------------------------------	---

大分県告示第百十号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、平成三十年一月二十四日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。
なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県土地利用基本計画図の変更

- 一 次の市における農業地域の拡大
豊後高田市
- 二 次の市における森林地域の縮小
日田市及び竹田市

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測）
- 二 作業の地域
大分市内一円
- 三 作業の期間
平成三十年一月二十九日から同年三月三十一日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による白杵都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が平成三十年二月一日付け九州地方整備局告示第八号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成三十年二月十六日

- 一 都市計画事業の種類及び名称
平成十二年建設省告示第五百号白杵都市計画道路事業
- 三・五・八号 祇園洲柳原線
- 三・四・一号 白杵駅前末広線
- 二 施行者の名称
大分県
- 三 事務所の所在地
主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一

号
従たる事務所 大分県白杵土木事務所 白杵市大字白杵字洲崎七十二番二百五十四号
事業地

- 1 取用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類及び予定数量
再生PDC複写紙 A4（年間単価契約）
予定数量 二万六千六百九十二箱（一箱 二千五百枚）
- 二 競争入札の参加者資格
 - 1 競争入札に参加することができない場合
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
 - (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
 - (三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合
 - (四) 県税を滞納している場合
 - (五) 営業年数が一年未満の場合
 - (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同

じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（平成三十年四月二日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七（五〇六）二九五五

3 申請の時期

平成三十年二月十六日（金曜日）から同年三月十六日（金曜日）までとする。なお、

申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加

資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.ota.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争

入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争

入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上

の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、

その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類及び予定数量

印刷物（県広報誌 新時代おおいた）

（年間単価契約）

予定発行部数 四十八万二千部×六回

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に

必要な資格（平成二十年大分県告示第四百八十八号。以下「告示」という。）第八條第

一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過して

いない場合

(三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（平成三十年四月二日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七（五〇六）二九五五

3 申請の時期

平成三十年二月十六日（金曜日）から同年三月十六日（金曜日）までとする。なお、

申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.ota.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年2月16日

1 競争入札に付する事項

大分県知事 広瀬 勝貞

<p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 再生PFC複写紙 A4 (年間単価契約) 予定数量 21,692箱 (1箱 2,500枚)</p> <p>(2) 納入期限 別途定める日</p> <p>(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p>	<p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間 大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、平成30年2月16日（金）午前11時から同年3月30日（金）午前11時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第6号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、平成30年3月30日（金）午前11時（必着）までに持参または郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 平成30年2月16日（金）から同年3月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。） の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2955</p> <p>(大分県ホームページより申請書類をダウンロードすること。)</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に平成30年4月2日（月）まで入札</p>
--	---

説明書を掲載することにより契約条項を示す。

6 物品等電子入札システムの利用

本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定め
るもののほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記⑨に掲げる提出場所及び提出期
限までに提出すること。

7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通 貨 日本国通貨

8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

平成30年3月16日（金）午前11時から同年4月2日（月）午前11時までに行うこと。

9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
- (2) 提出期限 平成30年4月2日（月）午前11時

ただし、郵送の場合は書留郵便とし、平成30年3月30日（金）午後5時ま
でに到着すること。

10 物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 平成30年4月2日（月）午前11時

11 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項
の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期
限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

12 入札保証金に関する事項

見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結
しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が
免除される。

13 契約保証金に関する事項

契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金
を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結
し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこと

となるおそれがないと認められるとき。

14 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に
掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

15 最低制限価格に関する事項

設定しない。

16 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内
の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システム
において、電子くじによる落札者決定を行う。

17 その他

この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

18 Summary

- (1) Recycled PPC Paper A4 (unit price contract per year)
Expected Quantity of 21, 692 boxes
(a box of 2,500 sheets)
- (2) Time limit for tender
11:00 a.m. 2 April, 2018
- (3) Management Bureau Address
Property Management Division
Oita Prefectural Government
3-1-1 Ohre-machi, Oita city 870-8501
TEL 097-506-2957

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年2月16日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞	
<p>1 競争入札に付する事項</p>	<p>等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p>
<p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 印刷物 (県広報誌 新時代おおいた) (年間単価契約) 予定発行部数 482,000部×6回</p>	<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間 大分県物品等電子入札システム (以下「物品等電子入札システム」という。)により入札参加申請を、平成30年2月16日(金) 午前11時から同年3月30日(金) 午前11時までに行うこと。</p>
<p>(2) 納入期限 別途定める日</p>	<p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書(大分県物品等電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。))様式第6号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、平成30年3月30日(金) 午前11時(必着) までに持参または郵送(書留郵便)により下記提出先に提出すること。</p>
<p>(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p>	<p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p>	<p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p>
<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p>	<p>(1) 申請の時期 平成30年2月16日(金)から同年3月16日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p>
<p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。</p>	<p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2955</p>
<p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>(5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>ウ 暴力団員が役員となつてしている事業者</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約</p>	<p>(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>

<p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に平成30年4月2日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 平成30年3月16日（金）午前11時から同年4月2日（月）午前11時までに行うこと。</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管理財課物品調達班 (2) 提出期限 平成30年4月2日（月）午前11時</p> <p>ただし、郵送の場合は書留郵便とし、平成30年3月30日（金）午後5時までに必着すること。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 平成30年4月2日（月）午前11時</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p>	<p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>17 その他 この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary (1) The prefectural public information magazine 'Shinjidai Oita' (unit price contract per year) The number of copies 482,000×6 times (2) Time limit for tender 11:00 a.m. 2 April, 2018 (3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL.097-506-2957</p>
--	---